

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
／先端半導体製造技術の開発」
に係る公募要領

【ご注意】

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。
e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。
2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

2021年3月10日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
I o T推進部 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業推進室

【受付期間】

2021年3月10日(水)～2021年4月8日(木) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出書類の提出(3)提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2488>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- アップロードするファイルは、下記4.(4)項で指示した形式で、一つのzip ファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」
に係る公募について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」プロジェクトを実施しており、そのうち、研究開発項目②「先端半導体製造技術の開発」に取り組む予定です。詳細は、経済産業省が定める研究開発計画（令和3年3月9日改定）をご参照ください。

1. 件名

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発」

2. 事業概要

(1) 背景・目的

第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まっていますが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（以下、「ポスト5G」）は、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されます。

本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システム（以下、「ポスト5G情報通信システム」）の中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指します。

具体的には、ポスト5G情報通信システムや当該システムで必要となる先端的な半導体を将来的に国内で製造できる技術を確認するため、先端半導体の製造技術の開発（研究開発項目②）に取り組みます。

(2) 事業内容

本事業では、研究開発計画に記載された研究開発を行います。

本公募では、研究開発計画における以下の研究開発項目を対象とします。具体的な研究開発内容等は研究開発計画をご参照ください。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発」

(b) 先端半導体の後工程技術（More than Moore 技術）の開発

(b3) 実装共通基盤技術

<開発対象>

高性能コンピューティングやエッジコンピューティング向けの先端半導体実装技術の実装技術を支える共通的な基盤技術のうち、特に新規開発や大幅な性能向上が必要となる以下の技術。

①実装部材（例：パッケージ基板、封止材、放熱材、研磨剤等）

②実装部材を構成する材料（例：コア材、絶縁材料・フィルム、接合材料等）

③実装部材の製造・アセンブリー技術（例：パッケージ基板製造技術等）

<開発目標>

先端半導体実装技術（5nm ノード以降）において求められる基本性能を具備する基盤技術を開発し、3次元実装に係る実工場ラインへの適用を見据えて、実用性の評価・検証をすること。（部材・材料、製造装置としての検証であり、先端半導体の実工場ラインでの検証までは必須としない。）

(3) 事業期間

採択された提案の事業期間は、以下とします。

研究開発開始時点から原則5年（60か月）以内とし、当初交付決定する期間は36か月（※後述するステージゲート審査後の調整期間として6か月を加えたもの）以内とします。事業期間が3年以上となる場合は、各開発テーマの研究開発開始から終了までの中間時点（5年の場合は、研究開発開始時点から2.5年後）を目処に、ステージゲート審査を実施し、継続可否の判断を行う予定です。

(4) 予算規模

提案1件当たりの助成費（NEDO負担分）は、事業期間全体で、原則として以下の通りとします。

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発」

(b) 先端半導体の後工程技術（More than Moore 技術）の開発

(b3) 実装共通基盤技術

（開発対象技術全てを開発する大規模な提案の場合※）

提案1件当たりの提案時助成費は、原則として50億円以下とする。

※例えば、複数の「①実装部材」と「②実装部材を構成する材料」の開発及び「③実装部材の製造・アセンブリー技術」開発を併せて行うもの等、大規模な提案を想定しています。また、3次元実装に係る実工場ラインへの適用を見据えて、予算規模に応じ、可能な範囲で、パイロットラインやリサーチラインの構築等を通じた開発技術の評価・検証の実施を期待します。

（開発対象技術のうち1つあるいは複数の技術を開発する場合）

提案1件当たりの提案時助成費は、1技術あたり、原則として10億円以下とする。なお、1提案で複数の技術開発を提案することも可能ですが、原則として、総額50億円以下とすること。

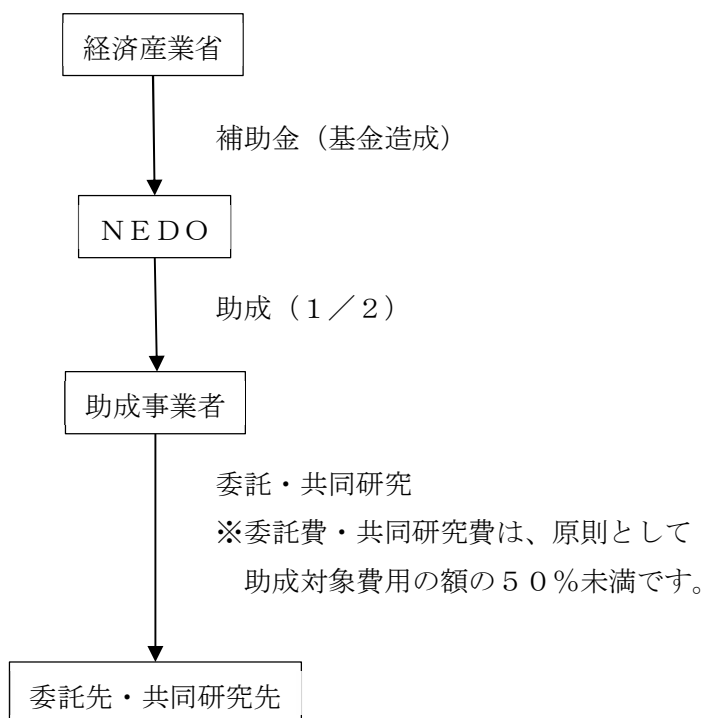
ただし、波及効果が大きく一体として研究を行う必要があるが、上記の予算規模では十分な研究開発が行えない場合であり、採択審査における外部有識者の審査で認められた場合には、必要額を十分に精査した上で、上記を超える予算規模を認めるものとする。また、提案の採択に当たり、提案から研究開発内容の変更、研究開発期間の変更、採択額の減額等を行った上で助成する場合があります。

ります。

なお、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更される場合があります。

(5) 事業スキーム図

本事業は、下図に示すスキームで運営します。



(6) 交付規程について

本助成事業は「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程（以下、交付規程という。）」に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から、国外企業等との連携により実施することも可とします。ただし、研究機関等による単独提案は不可とします。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、研究開発計画に記載された内容を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。

- v. 当該助成事業者が助成事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、研究開発計画に記載された内容の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと（提案書の添付資料2「事業化計画書」中に記載してください。）。
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること（提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.（1）③事業による効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）。
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査にご協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、交付規程第6条に示すとおりです。詳細は、交付規程最終ページ別記の表をご確認ください。原則、助成金交付申請額は、消費税等を除外した額となります（免税事業者等を除く）。

- I. 機械装置等費
- II. 労務費
- III. その他経費（消耗品費、旅費、外注費、諸経費）
- IV. 委託費・共同研究費

- ・ 助成事業者が事業内容の一部を委託又は共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書への記載が必要です。委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の50%未満です。
- ・ 学術機関等への共同研究費の定額助成（100%助成）

助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合、交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成とします。学術機関等が助成事業者（申請者）となる場合や、助成事業者（申請者）が学術機関等に技術開発の一部を委託

する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

加えて、学術機関等への共同研究費のうち、NEDOが公共性・公益性があると認めた研究開発に要する費用については、交付規程第25条に定める収益納付の対象から除外できるものとします。収益納付の対象から除外となる、公共性・公益性のある共同研究を提案される場合は、提案書内に記載ください。審査において、認められなかった場合は、通常通り、収益納付の対象とさせていただきます。

(4) 補助率及び助成金の額

企業等の規模に依らず、1/2 補助率を適用します。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、その他提出書類と共に、以下の提出期限までにアップロードを完了させて下さい。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限：2021年4月8日（木）正午アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。公募情報に関するお知らせはNEDO公式 Twitter にて随時配信しております。ぜひフォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先 Web 入力フォーム

応募する研究開発項目によって、入力フォームのリンクが異なりますのでご注意ください。

先端半導体製造技術の開発：<https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2488>

(3) 提出方法

「(2) 提出先の Web 入力フォーム」で以下の①～⑯を入力いただき、⑳をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、下記で指示した形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

①提案名(開発テーマ ((b3) 実装共通基盤技術) 及び提案テーマ名称を記載。) (※)

②提案方式(全体提案 or 部分提案)

- ③代表法人番号
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要（1000文字以内）
- ⑫技術的ポイント（※）
- ⑬代表法人業務管理者（※）
- ⑭共同提案法人業務管理者名（複数の場合は、列記）（※）
- ⑮利害関係者（※）
- ⑯研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）
例：研究開発項目①××会社、〇〇大学、研究開発項目②△△研究所
- ⑰研究期間（提案する研究期間を記載。）
- ⑱提案額（助成率を適用する前の提案総額を記入。）
- ⑲初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑳提出書類（（4）提出書類のアップロード）

※利害関係の確認について

- NEDO及び経済産業省商務情報政策局（以下、商務情報政策局）は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO及び商務情報政策局は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

- ・ (様式第1) 提案書【Word、PDF】
 - (添付資料1) 助成事業実施計画書
 - (添付資料2) 事業化計画書
 - (添付資料3) 事業成果の広報活動について
 - (添付資料4) 非公開とする提案内容
 - (添付資料5) 委託理由及びその内容
- ・ (別紙1) 提案書フォーマット(研究体制表)【Excel】
- ・ (別紙2) 提案書フォーマット(積算)【Excel】
- ・ (別添1) 主任研究者研究経歴書【PDF】
- ・ (別添2) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票【Word、PDF】
- ・ (別添3) 提案概要説明資料【PowerPoint】
- ・ e-Rad 応募内容提案書(詳細は(5))【PDF】

■企業のみ対象

- ・ 会社案内(会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書)(添付資料6-1)
- ・ 直近の3年分事業報告書及び直近3年分の財務諸表(原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)(添付資料6-2)
 - ※共同提案の場合は各社分を提出願います。

■必要な提案者のみ対象

- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。(資料中に英語の図表を利用することや一部に英語の参考資料等を活用することは可)。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。最終提出の際は全ての書類を添付して下さい。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

- ・ 提案書は、本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO及び商務情報政策局で厳重に管理します。提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について評価者に対して非公開とすることを希望する場合は、該当する部分を「添付資料4 非公開とする提案内容」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の「別添1 主任研究者研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・ e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- ・ 商務情報政策局による一次採択審査及びNEDOが設置する外部有識者による採択審査委員会（二次採択審査）を行った上で、NEDO内の契約・助成審査委員会において採択を決定します。
- ・ 一次採択審査及び二次採択審査では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。審査の進め方については、研究開発計画をご参照ください。必要に応じて、商務情報政策局またはNEDOからヒアリングや資料の追加等を複数回お願いする場合があります。
- ・ 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

- ・ 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 公募の締め切りから採択決定までの期間は、原則として55日以内とします。
- ・ 新型コロナウイルスの影響を鑑み、審査方法の変更等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 一次採択審査の基準（商務情報政策局）

- i. 研究開発計画との合致性
- ii. 適切な情報管理体制の確保
- iii. 事業化の実現可能性
- iv. 事業化後の継続可能性
- v. 先端半導体の開発・製造基盤強化への寄与

b. 二次採択審査の基準（NEDO）

- i. 提案技術の評価
 - ・ 研究開発計画との合致性
 - ・ 提案内容の新規性
 - ・ 目標とする技術レベルの難易度・到達時の優位性
 - ・ 提案開発の実現可能性
 - ・ 提案額・実施期間の妥当性
- ii. 提案者の能力評価
 - ・ 開発実績
 - ・ 実施体制の妥当性
 - ・ 財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理/処理能力
- iii. 実用化・事業化の評価
 - ・ 想定する市場規模
 - ・ 実用化・事業化計画の具体性
 - ・ 実用化・事業化計画の実現可能性
 - ・ 国民生活や社会への波及効果

c. 契約・助成審査委員会の選考基準（NEDO）

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機

関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。

3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の通知及び公表

- ・ 採択された提案については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、その旨を通知します。なお、通知の時期は、2021年6月上旬を予定しています。
- ・ 採択された提案者に関しては、NEDOのウェブサイト等で公表します。
- ・ 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2021年

- | | |
|-----------|----------------------|
| 3月10日 | : 公募開始 |
| 4月8日 | : 公募締切 |
| 4月中下旬（予定） | : 一次採択審査委員会（商務情報政策局） |
| 4月中下旬（予定） | : 二次採択審査委員会（NEDO） |
| 5月中旬（予定） | : 契約・助成審査委員会（NEDO） |
| 5月中下旬（予定） | : 採択先の決定 |
| 6月上旬（予定） | : 公表 |
| 7月下旬（予定） | : 交付決定 |

8. 留意事項

(1) 研究開発内容の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 事業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。また、学術機関等への共同研究費のうち、NEDOが公共性・公益性があると認めた研究開発に要する費用については、収益納付の対象から

除外できるものとしします。詳細は、3.(3)IVをご参照ください。

(4) 処分制限財産の取扱いについて

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 主任研究者経研究経歴書の記入について(詳細は「別添1」)

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。

(6) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について(詳細は「別添2」)

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(7) 追跡調査・評価について

助成事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合がございます。追跡調査・評価については、添付の「参考資料1 追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、ご協力をいただく場合がございます。

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応について

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

「国民との化学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十二号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成

果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(10) 交付決定の取り消しについて

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきま

- す。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： N E D Oウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からN E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. N E D Oは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口
- N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号： 044-520-5131
FAX 番号： 044-520-5133
電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(13) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA (リサーチアシスタント) 等は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(14) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号) (以下「外為法」という。) に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、一定の要件 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者 (非居住者) に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出 (提供) しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（15）成果最大化に向けた仕組み

開発成果の社会への普及を強く促すため、以下の取組を実施する。

- ・ 研究開発の開始時点から、研究開発成果を利用するユーザーとの意見交換を行うとともに、ユーザーによる試作品の評価（利用サービスの提供を含む。）を積極的に実施することにより、研究開発期間全体を通じて、ユーザーのニーズ（技術面、コスト面 等）を適切に把握する。当該ニーズを踏まえ、必要に応じて、研究開発内容を柔軟に見直すことにより、研究開発の方向性を最適化する。
- ・ ユーザーによる試作品の評価等を通じて、研究開発期間中に製品化の見込みが得られたものについては、研究開発期間中であっても研究開発の内容から一部を切り出し、早期の製品化に取り組む。
- ・ 事業成果の最大化のため、必要に応じ、本事業で構築するパイロットライン等を活用したオープンイノベーションの推進、ユーザー企業・機関との連携、国際連携の推進、他の政府予算事業との連携によるシナジー効果の創出、成果報告会・ワークショップの開催等を行う。

（16）重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択を行いません。

（17）助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の対応のため、公募説明会は開催しません。

10. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は、公募締め切りの2営業日前までに下記宛てに受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び契約に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T 推進部 ポスト5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業推進室

佐々木、佐藤、稲葉、塚越

電子メール：post5G_semicon@ml.nedo.go.jp

(2) 研究開発計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省商務情報政策局情報産業課 齋藤、千田、山瀬

Tel：03-3501-1511(内線 3981～7)、03-3501-6944（直通）

研究開発計画の内容に対する提案書の合致性に係る確認、また関連する提案書の作成方法等に係る質問を含め、可能な範囲で相談対応をいたします。ご要望のある提案予定事業者におかれましては上記の連絡先までご連絡ください。

1.1. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

1.2. その他

NEDO公式 Twitter (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter にてご確認いただけます。

是非フォローいただき、御活用ください。

1.3. 関連資料

公募に係る関連資料は以下のとおりです。

<NEDO提示資料>

- ・研究開発計画（令和3年3月9日改定）（経済産業省ウェブサイト参照）
- ・2020年度実施方針
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程
- ・公募要領<提案様式>
- ・(様式第1) 提案書フォーマット

- ・(別紙1) 提案書フォーマット (研究体制表)
- ・(別紙2) 提案書フォーマット (積算)
- ・(別添1) 主任研究者研究経歴書
- ・(別添2) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票
- ・(別添3) 提案概要説明資料
- ・(参考資料1) 追跡調査・評価の概要
- ・(参考資料2) e-Rad 補足説明資料